

函館市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 1 日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市規則第 4 7 号

函館市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

函館市食品衛生法施行細則（平成 1 2 年函館市規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（営業の譲渡による地位の承継の届出書）

第 6 条の 2 省令第 6 7 条の 2 第 1 項（省令第 7 0 条の 2 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の届出書は、市長が別に定める様式によらなければならない。

第 7 条中「第 6 8 条第 1 項」の後ろに「（省令第 7 0 条の 2 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第 8 条中「第 6 9 条第 1 項」の後ろに「（省令第 7 0 条の 2 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第 8 条の 2 中「第 7 0 条第 1 項」の後ろに「（省令第 7 0 条の 2 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第 8 条の 3 中「第 7 0 条の 2」を「第 7 0 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日から施行する。